

公益社団法人秋田県獣医師会学会等参加奨励金及び助成金支給規程

（目的）

第1条 この規程は本会会員（以下「会員」という。）に対する獣医学術の普及推進を図るため、会員が学会発表及び各種講習会への出席並びに各大会の参加に際しその助成について定めるものとする。

（助成の対象）

第2条 この規程による奨励及び助成対象は次に掲げるものとする。

- (1) 東北地区大会及び三学会での発表
- (2) 学会年次大会及び三学会での発表並びに参加
- (3) 上記大会及び学会に準じ本会会長（以下「会長」という。）が特に認めたもの

（助成額）

第3条 奨励金及び助成額は別表による。

（支給方法）

第4条 会長は次の方法により奨励金及び助成金等を支給するものとする。

- (1) 大会及び学会の発表者については、発表前に奨励金を支給する。
- (2) 学会年次大会の参加者については、登録料の振込済証または参加確認後助成金を支給する。
- (3) その他会長が特に認める場合は、状況に応じ奨励金及び助成金等を支給する。

（手続き）

第5条 この奨励金及び助成金を受けようとする会員は、別紙様式に従い、会長に申請するものとする。

第6条 会長は前条の申請があった場合、第4条の区分に従い、該当者に奨励金及び助成金を支給するものとする。

（予算措置）

第7条 会長は毎年度収支予算に予算の範囲内で必要額を計上するものとする。

附則

この規程は、公益社団法人秋田県獣医師会の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は、平成25年6月21日から施行する。

別表

助 成 の 対 象	奨励金及び助成金
東北地区大会及び三学会での発表	発表者に対し 30, 000 円以内
学会年次大会及び三学会での発表並びに参加	発表者に対し 30, 000 円以内 参加者に対し 1 次登録料の金額 (10, 000 円以内)
日本獣医師会及び東北地区獣医師会主催講習会	受講者に対し 1 回につき 10, 000 円以内とし、年度内 1 人 2 回まで
上記大会及び学会以外に会長が特に認めたもの	会長が特に認める額